

外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する

準学校法人寄附行為認可等審査基準

(制 定 平成 16 年 3 月 19 日)

(趣旨)

第 1 条 多くの外国人が居住し、その子弟の教育環境の充実や就学率の向上を重要な課題として市町村が取り組んでいる場合、その地域に所在する、主として我が国の義務教育年齢に相当する外国人児童・生徒等を対象としている私立各種学校を設置する準学校法人（以下「外国人学校を設置する準学校法人」という。）の寄附行為の認可等については、関係法令に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(認可の方針)

第 2 条 外国人学校を設置する準学校法人は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 設置する学校の収容定員は、80 人以上であること。
- (2) 学校の経営が営利企業的でないこと。
- (3) 学校の継続性や安定性が確保できる、健全な経営が行われていること。

(基本財産の保有)

第 3 条 外国人学校を設置する準学校法人は、その設置する学校に必要な校地、校舎その他の施設及び設備（以下「基本財産」という。）を法人設立時までには保有又は整備しなければならない。

(設立資金)

第 4 条 基本財産の取得に必要な資金は、外国人学校の各種学校を設置する準学校法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）の自己資金によらなければならない。ただし、教育上支障のないことが確実と認められる場合で、かつ、私立各種学校設置認可等審査基準第 12 条各号のすべてを満たす場合は、この限りではない。

(運用資金)

第 5 条 設立者は、認可申請時において、学校の開設年度の経常的経費の 6 分の 1 に相当する運用資金を保有していなければならない。

前項の規定にかかわらず、校地及び校舎のいずれも自己所有しない場合は、学校の開設年度の経常的経費に相当する運用資金を保有していなければならない。

(役員及び評議員)

第 6 条 役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。

- 2 役員定数は、理事 6 人以上及び監事 2 人以上とする。
- 3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼ねていない者とする。
- 4 理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼ねていない者とする。
- 5 監事は、原則として評議員と兼ねていない者とする。
- 6 理事である評議員以外の評議員は、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていない場合を除く。

(役員報酬)

第7条 役員及び評議員は、常勤の理事、校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬を受けてはならない。

(寄附行為認可申請書の提出)

第8条 設立者は、学校の開設年度の前年度の12月末までに寄附行為認可申請書を県に提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。